

○不破消防組合消防本部消防職員委員会の組織及び運営の基準

平成8年10月1日告示第1号

(目的)

第1条 この基準は、消防職員委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とす。

(委員長)

第2条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議を主宰するものとする。

(委員の定数)

第3条 委員の定数は、消防本部及び消防署の組織を区分し、当該組織の区分（以下「組織区分」という。）ごとに定めるものとし、委員の総定数は六人とするを基本とするものとする。

2 前項に規定する委員の総定数は、消防本部及び消防署の組織の規模等の実情に応じ増減するものとする。この場合において、委員の総定数は原則として8名を超えないものとする。

(委員の指名)

第4条 消防長は、次の各号に掲げる組織区分ごとに所属する消防職員のうちから委員を指名するものとする。この場合において組織区分ごとに指名する、委員の半数については当該組織区分ごとに所属する消防職員の推薦に基づき指名するものとする。

2 委員である消防職員が委員として指名された組織区分に所属しなくなった場合においては、当該消防職員は委員でなくなるものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とするものとする。ただし委員に欠員を生じたとき新たに指名された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、これを再任することができるものとする。ただし任期が引き続き2期を超えることとなる場合は、この限りでない。

3 委員である消防職員が担当している職務との関連において委員会の適切な運営のために当該消防職員が委員として引き続き2期を超えて在任することが特に必要であると消防長が認める場合には、前項、ただし書の規定は適用しないことができるものとする。

(消防職員の見解の提出)

第6条 消防職員は、消防組織法第14条の5第1項各号に掲げる事項に関して、別記様式により委員会に意見を提出することができるものとする。

(委員会の会議及び議事等)

第7条 委員会の会議は毎年1回開催することを常例とするものとする。

2 委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この場合において、会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を委員に通知するものとする。

3 委員会は、消防長が定める期日までに提出された消防職員員の意見について審議するものとする。

4 委員会の会議は、委員の総定数の3分の2以上の者が出席しなければ開くことができず、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

5 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持するため必要な措置をとることができるものとする。

(委員会の意見)

第8条 委員会は、審議の結果を消防長の定める区分に分類し、消防職員から提出された意見と併せて消防長に提出するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、消防本部総務課において処理するものとする。

(雑則)

第10条 この基準に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この告示は、平成8年10月1日から施行する。

2 平成8年度において消防長が指名した委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、1年に満たない期間とすることができるものとする。